

【Ⅱ－２ 生活に配慮した医療の推進など地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組－③】

### ③ 医療機関と介護保険施設の連携の推進

#### 第1 基本的な考え方

医療機関と介護保険施設の適切な連携を推進する観点から、在宅療養支援病院、在宅療養後方支援病院、在宅療養支援診療所及び地域包括ケア病棟について、介護保険施設の求めに応じて協力医療機関を担うことが望ましいことを踏まえ、要件を見直す。

#### 第2 具体的な内容

在宅療養支援病院、在宅療養後方支援病院、在宅療養支援診療所及び地域包括ケア病棟において、介護保険施設の求めに応じて協力医療機関を担うことが望ましいことを施設基準とする。

改 定 案	現 行
<p>【在宅療養支援病院】 [施設基準]</p> <p>(1) 次のいずれの基準にも該当するものであること。 イ～ワ (略) <u>カ 介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホーム（以下この項において、「介護保険施設等」という。）との協力が可能な体制をとっていること。</u></p> <p>1 在宅療養支援病院の施設基準 次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを在宅療養支援病院という。 (中略) (1) 病院であって、当該病院単独で以下の要件のいずれにも該当し、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保していること。 ア～タ (略) <u>チ 地域において、介護老人保</u></p>	<p>【在宅療養支援病院】 [施設基準]</p> <p>(1) 次のいずれの基準にも該当するものであること。 イ～ワ (略) (新設)</p> <p>1 在宅療養支援病院の施設基準 次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを在宅療養支援病院という。 (中略) (1) 病院であって、当該病院単独で以下の要件のいずれにも該当し、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保していること。 ア～タ (略) (新設)</p>

健施設、介護医療院及び特別  
養護老人ホーム（以下この項  
において、「介護保険施設等」  
という。）から協力医療機関  
となることを求められた場  
合、その求めに応じて当該介  
護保険施設の協力医療機関  
として定められることが望  
ましい。

※ 機能強化型のうち連携型の在宅  
療養支援病院、機能強化型以外の在  
宅療養支援病院、在宅療養後方支援  
病院、在宅療養支援診療所及び地域  
包括ケア病棟についても同様。